

# 屋外広告業者の皆さまへ

## ◆◆◆ 指導・監督の厳格化のお知らせ ◆◆◆

平素より、屋外広告物行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

兵庫県では、県内市町や施設管理者、業界団体、住民団体など多様な主体の参画のもと、屋外広告物の整序化に取り組んでいますが、未だ良好な景観を乱している違反広告物も多く、屋外広告業者の皆さまには、法令遵守の一層の徹底が求められているところです。

そこで、このたび、違反広告物の是正を促進し良好な景観形成を推進するため、違反広告物対策と、これを設置した屋外広告物業者への指導監督の厳格化に、県と市町が協同して取り組むことといたします。

また、業界の資質向上によって違反行為を未然に防止するべく、県内で業を営む屋外広告物業者の業務主任者に対して研修会の開催を予定しています。

## 市町による重点的な取組について

9月1日～10日の「屋外広告物適正化旬間」において、市町ごとに重点地域等と対象とする広告物を設定し、「違反広告物一斉パトロール」を実施します。

## 登録の取消し等について

屋外広告業者が屋外広告物法、屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反したときは、知事は、その登録を取消すか、営業の一部の停止を命ずることができます。〔条例第27条〕

## 広告主への周知について

違反行為を未然に防止すべく、広告主となり得る各種業界団体等に対して、条例制度の概要、広告物の表示を屋外広告業者へ委託する際の注意点（市町の許可が必要であること、許可証の確認、表示できる基準など）を、順次周知しています。

## 屋外広告物の規制について

「兵庫県屋外広告物条例しおり」を、下記のアドレスより確認できます。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23\\_000000020.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000020.html)

※ I C周辺や幹線道路交差点等における案内誘導広告物集合化に関して、特例基準が設けられています。

### 問い合わせ先

#### ●屋外広告物の許可（表示・設置）に関すること

設置する市町の屋外広告物担当課 [http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23\\_000000029.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000029.html)

#### ●屋外広告業登録に関すること

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 TEL078-362-3642